

## 岩倉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）に関する設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 駅周辺における自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の駐車需要に応じ、道路交通の円滑化を図り、住民の利便に資することを目的として駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(管理及び委託)

第4条 市長は、駐車場の管理のうち自転車等の整理業務については、委託することができるものとする。

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車することのできる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車とする。（ただし、別表第1に掲げる駐車場については、原動機付自転車を除く。）

(利用者の遵守事項)

第6条 駐車場の利用者は、駐車場内において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に、自転車等を置かないこと。
- (2) 自転車等に、盗難防止等の処置をすること。
- (3) 駐車場内に、看板及びはり紙をしないこと。
- (4) 駐車場内に、危険物等の持込みはしないこと。
- (5) 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
- (6) 施設又はその附属施設等を損傷又は滅失しないこと。
- (7) 駐車場内に自転車等を3日を越えて放置しないこと。
- (8) その他管理上必要な指示に従うこと。

(違反車両の措置)

第7条 市長は、前条第7号の規定に違反して放置された自転車等に対しては、注意札（様式第1）により警告を行い、なお放置された自転車等

については岩倉市自転車等の放置の防止に関する条例（平成7年岩倉市条例第2号）第13条の規定に基づき撤去し、保管するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第8条 駐車場の利用者は、故意又は過失によって駐車場の施設その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置
岩倉駅東第1自転車駐車場	岩倉市本町前田76番地7
岩倉駅東第2自転車駐車場	岩倉市本町前田98番地5
岩倉駅西第1自転車駐車場	岩倉市栄町一丁目134番地
岩倉駅西第2自転車駐車場	岩倉市旭町一丁目25番地9
旭跨線橋下東自転車駐車場	岩倉市下本町下市場178番地7
旭跨線橋下西自転車駐車場	岩倉市旭町二丁目62番地
石仏駅東第1自転車駐車場	岩倉市石仏町長福寺149番地2
石仏駅西第1自転車駐車場	岩倉市石仏町小山出670番地4
石仏駅西第2自転車駐車場	岩倉市石仏町中屋敷666番地3
大山寺駅東第1自転車駐車場	岩倉市大山寺町東出42番地
大山寺駅西第1自転車駐車場	岩倉市大山寺町東出927番地2
大山寺駅西第2自転車駐車場	岩倉市大山寺町東出975番地3

別表第2（第3条関係）

名 称	位 置
岩倉駅西第3自転車等駐車場	岩倉市本町前田82番地5
大山寺駅東第2自転車駐車場	岩倉市大山寺町岩塚110番地

## 注 意

ここに自転車等を放置してはいけません。至急移動させてください。なお、このまま 3 日以上放置されていますと撤去します。

放 置 場 所	
放置確認日付	年 月 日
自転車等特徴	

岩 倉 市

放 置 場 所	
放置確認日付	年 月 日
自転車等特徴	

(裏)

撤	去	日	年	月	日
告	示	日	年	月	日
放置自転車等管理台帳番号					